

## 公認審判員資格における登録更新時の特典について

これまでの審判更新につきましては、公認審判員資格登録更新申請書の提出及び更新申請料の納付のうえ、登録更新を行っております。

平成30年度より、公認審判員資格の更新年度より前3年間において、審判員として大会に参加し、公認審判員資格証明手帳の大会審判実施記録に記載している日数に応じて、更新申請料を栃木県社会人クラブバドミントン連盟が補助いたします。

更新が有効年度内になるため更新年度前3年間の証明にはすでに期限切れの前回手帳の提出も必要となります。

また、令和2年度より更新時に発行される手帳が廃止となりました。

これまでは大会審判実施記録が手帳に記載されていましたが、令和3年度以降に実施される大会につきましては大会参加時にご自身で記録用紙を持参し大会本部から大会審判実施記録をもらう形に変更となります。

記録用紙のダウンロードにつきましては、(公財)日本バドミントン協会のホームページ内の「会員登録」ボタンより各自の会員ページにアクセスしていただき、「会員証」の「詳細」よりダウンロードが可能です。ダウンロードしたものをプリントアウトして各大会にご持参ください。

※個人の会員ページへの詳しいアクセス方法は栃木県社会人クラブバドミントン連盟ホームページでも紹介しております。

[http://www.tochigi-msbf.com/R2\\_shinpankoushin\\_2.pdf](http://www.tochigi-msbf.com/R2_shinpankoushin_2.pdf)

### 【例】有効年度が平成28年～30年の場合

平成27年度～29年度の記録日数に応じて補助金が支払われます。

したがって補助金の受け取りには現在有効のものと前回期限切れの平成25年～27年度有効の公認審判員資格証明手帳2通が必要となります。

尚、補助金の交付は更新料の支払い時に相殺とさせていただきますので、前回更新時(新規取得時)に社会人クラブ連盟会員で、更新時も社会人クラブ連盟会員の方に限らせていただき、いかなる理由があっても現金でのお支払いはいたしませんのでご注意ください。

また、更新時まで1日も記載がない場合は手帳の提出は必要ありませんが、記載があっても紛失等により手帳が提出できない場合や、審判員として参加しても手帳に記載がない場合は補助金も交付できませんので手帳の取り扱いには十分ご注意ください。

補助金は取得している級によって異なりますが、金額については別紙「公認審判員資格における登録更新時の特典詳細」を参照ください。

## 【別紙】公認審判員資格における登録更新時の特典詳細

1級審判員においては、1日あたり1,500円の補助、10日以上（1年間に2～3日程度）の方は全額補助いたします。※上限15,000円

2級審判員においては、1日あたり1,400円の補助、6日以上（1年間に2～3日程度）の方は全額補助いたします。※上限8500円

3級審判員においては、1日あたり1,000円の補助、6日以上（1年間に2～3日程度）の方は全額補助いたします。※上限6,000円

	更新申請料	1日あたりの補助額	6日以上の補助額
3級審判員	6,000円	1,000円	全額補助
2級審判員	8,500円	1,400円	全額補助
1級審判員	15,000円	1,500円	全額補助※

※1級審判員は、5年間有効のため、10回以上（1年間に2回程度）で全額補助します。